



## 1 実施要領の改訂内容

### 通信環境の改善費用を受発注者間の協議で決定可能

遠隔臨場以外にも、BIM/CIMをはじめICTの活用や、ASPの有効活用等においては、安定した通信環境は必須であり、通信環境改善等について、遠隔臨場制度を活用することを周知するため、「費用算出方法」において“**受発注者間の協議を踏まえ**”という文言を追加。

また、受発注者間協議の参考資料として“**遠隔臨場に役立つ機器及びソフトウェア**”を追加。山間部における通信環境改善機器等、遠隔臨場環境を改善するための情報を掲示。

### 通信機器故障の注意喚起を追記

通信機器が故障する環境について注意喚起をするため「5.2留意事項」において、“**通信機器故障の可能性があると判断された場合（例えば、夏場の気温上昇、地下水の多量出水等）は、受発注者間で協議して、遠隔臨場の実施可否を検討する。**”という文言を追加。

## 2. 遠隔臨場取組事例を参考資料として紹介

・国土交通省発行の「**建設現場における遠隔臨場取組事例集（第二版）令和5年3月**」を参考資料として紹介。

電波状況改善装置、中継無線LAN増設、外部アンテナ付Wifi、デジタルノギス、拡大分度器による角度確認、レベル確認用アタッチメント、ジンバル、首掛けスタンド、骨伝導イヤホン、Bluetooth外部スピーカー、逆行対策スモークフィルム、ICT施工現場端末アプリ、杭打ちアプリ、自動追尾トータルステーションなど